

# 板橋区介護実習普及センター事業運営要綱

(平成12年6月22日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する事業を実施するほか、福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図るため、板橋区介護実習普及センター（以下「介護実習普及センター」という。）事業の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 介護実習普及センターは、健康生きがい部おとしより保健福祉センター内に置く。

## (事業)

第3条 介護実習普及センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 家族介護者、地域福祉活動リーダー、区民等に対する介護意識、知識、技術の普及啓発に関すること。
- (2) 介護福祉に関わる人材育成に関すること。
- (3) 関係機関に対する介護、リハビリテーションの専門的技術支援、人材派遣に関すること。
- (4) 福祉用具の展示・相談・普及に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

## (休業日)

第4条 介護実習普及センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

## (受付時間)

第5条 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (利用料)

第6条 利用料は、原則として無料とする。ただし、教材代等については、利用者の実費負担とすることができる。

## (委任)

第7条 この要綱の施行について、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。